

帯広圏都市計画地区計画の決定(帯広市決定)

都市計画帯里中央地区地区計画を次のように決定する

1 地区計画の方針

名 称		帯里中央地区地区計画
位 置		帯広市東8・9条南2・3丁目の一部
区 域		計画図表示のとおり
面 積		約 2.4ヘクタール
地区計画の目標		当該地区は、帯広市の中心から概ね2.0km圏域内に位置しており、地区周辺には帯広神社、十勝川河川緑地、発祥の地公園、高等学校、小学校等が立地しており、良好な環境の文教住宅地として市街地が形成されている。 当該地は、民間の開発行為により住宅地が造成されることから、地区計画を定め事業効果の維持及び増進を図り、事業後に予想される建築物の用途の混在や敷地の細分化等による住環境の悪化を未然に防止し、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土 地 利 用 に 関 する 方 針	良好な住宅市街地にふさわしい住環境の保全に配慮した土地利用を図る。
	地 区 施 設 の 整 備 の 方 針	地区内の区画道路や公園が、当該開発行為により整備されるので、その機能の維持、保全を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 1 住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。 2 良好な住環境の形成に必要な敷地の確保を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 うるおいとゆとりのあるまちなみが形成されるよう、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 4 良好な街区景観の保全または形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」として、広告物・看板類の制限を定める。 5 道路に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのあるまちなみを形成するため、「垣又はさくの構造の制限」として、門・塀の高さの制限を定める。

2 地区整備計画

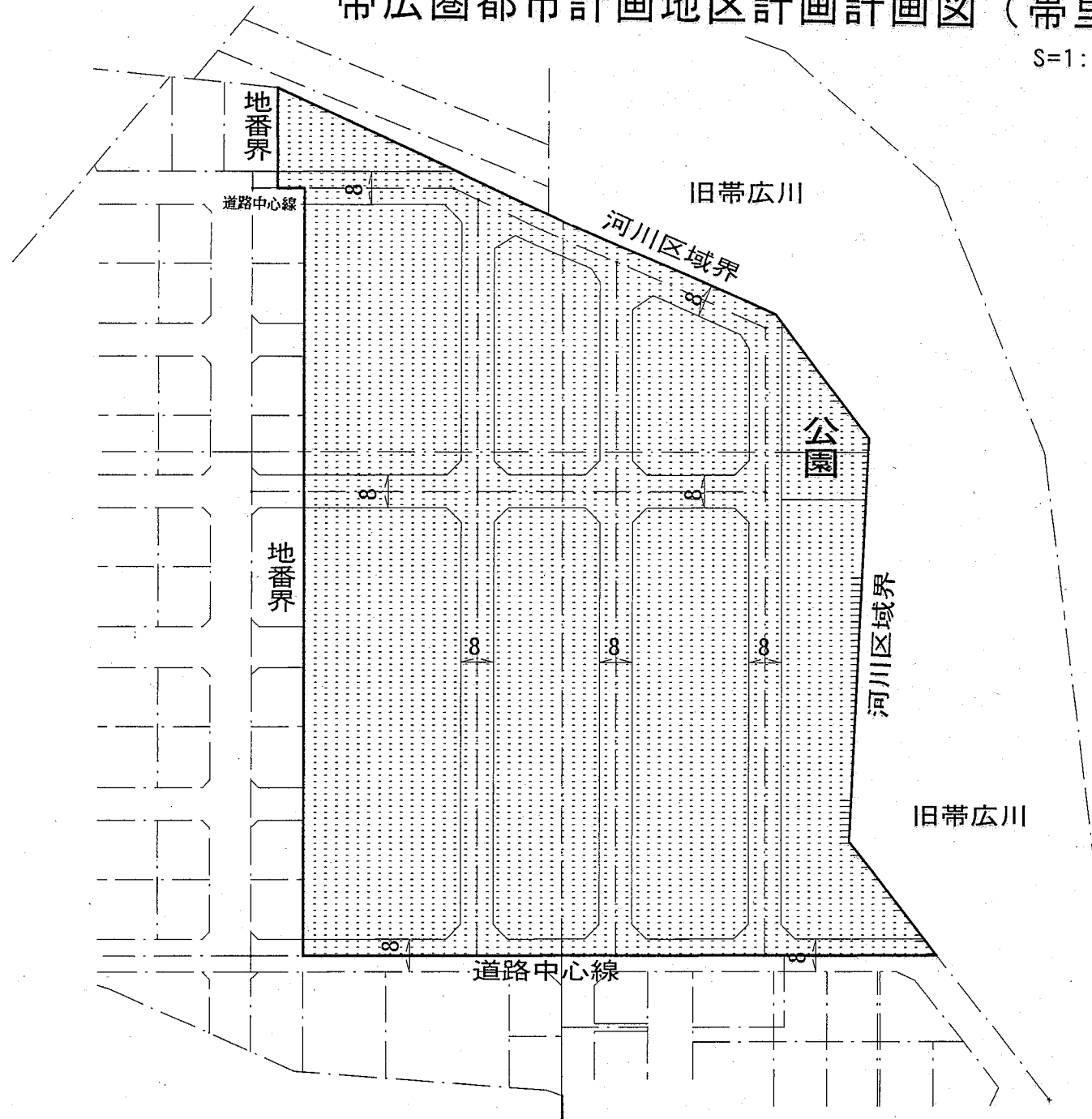
地区整備計画	地区の名称		帯里中央地区地区計画
	地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域の面積		約 2.4ヘクタール
	建築物等に 関する 事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3に規定する「住宅」をいう。)のうち、次の各号に掲げる用途を兼ねるもの ア 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 イ 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するもの ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの エ 出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房 3 共同住宅
		建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル
		建築物の壁面の位置の制限	建築物(附属建築物で軒高2.3メートル以下のものは除く。)の外壁又はこれに代わる柱の中心線から敷地境界線(隅切部分は除く)までの距離の最低限度は次のとおりとする。 1 北側敷地境界線(道路に接する部分は除く)は1.5メートル 2 道路に接する敷地境界線及び北側を除く敷地境界線は1.0メートル
		建築物等の形態又は意匠の制限	自己の用に供する広告物、看板類で次の各号の要件を満たすもの以外は設置してはならない。 1 一辺(脚長を除く)の辺の長さが1.2メートル以内 2 表示面積(表示面が2面以上の時はその合計)が1平方メートル以内 3 刺激的な色彩又は装飾を用いることにより、美観風致を損なわないもの。
		垣又はさくの構造の制限	門の高さは1.5メートル以下とする。 塀の高さは1.2メートル以下とする。 ただし、生垣についてはこの限りでない。
	備考		用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。

理 由

当該開発行為の事業効果の維持、増進を図り、建築物の用途の混在や、敷地の細分化などによる住環境の悪化を防止し、将来にわたって良好な市街地が形成されるよう、地区計画の決定を行うものである。

帯広圏都市計画地区計画計画図（帯里中央地区）

S=1:1500



凡例	
地区計画 区 域	——
地区整備 計画区域	⋯⋯